

## 2017年度「公契約に関するアンケート」の結果について

茨城県労働組合総連合

### はじめに

茨城県労働組合総連合（茨城労連）では、毎年県内44市町村のご協力のもと、各自治体で働く非正規職員数や賃金・労働条件、各自治体が発注する公共事業や委託事業のもとで働く労働者の適正な労働条件の確保のために行っている各自治体の取り組み、労働行政の実態等を把握し、それぞれの改善を求める運動の一環として「公契約に関するアンケート」を実施しています。

昨年7月に県が行った県政世論調査での「県政への要望」では、第1位が「子育て支援・少子化対策を推進する」、第2位が「医療体制（医療従事者の確保、救急医療やがん対策の推進など）を充実する」、第3位が「高齢者福祉サービス体制（老人福祉施設、ホームヘルプなど在宅福祉）を充実する」でした。

子育て支援や医療、高齢者福祉の充実を求める県民からの要望はいつそう切実なものになっており、それらを公務・公共サービスとして提供する市町村の役割はますます重要になってきています。公務・公共サービスの充実の観点からも、非正規職員の正規職員への転換、賃金・労働条件の改善が強く求められています。

### 1 非正規職員数と雇用実態

(1) 県内44市町村の職員数（病院・消防を除く）は34,532人（前年33,712人）、内正規職員20,256人（前年20,037人）、非正規職員14,276人（前年13,675人）で、非正規率は前年より0.7%増の41.3%でした。前年に比べると正規職員は219人増え、非正規職員は377人増えています。

(2) 2006年のアンケート調査開始時の正規職員数は24,119人で、今回の調査ではこの12年間で3,863人減少しています。非正規職員が40%を超えている自治体は22自治体で昨年と同数でした。50%を超えているのは4自治体です。

(3) 正規職員の削減数が最も大きい自治体は取手市の415人がトップで、ひたちなか市235人、日立市233人、古河市204人と200人を超えています。削減数の多い自治体は市町村合併が行われた自治体で、市町村合併が正規職員の削減という形で現れています。

また、昨年度に比べると正規職員の削減にストップがかかり、正規職員の前年比は16年の-144から今年は+219と改善されています。公務・公共サービスを充実させるためにも、正規職員の削減をやめるべきです。

(4) 2006年の「低い時給額」の平均は744円でした。今回の調査での平均は835円で、12年間で91円引き上げられたこととなります。昨年25円引き上げられた茨城県の最低賃金を39円上回っていますが、時給額1000円以上にはほど遠い額になっています。県や市町村が最低賃金に合わせるのではなく、率先して非正規職員の賃金を上げることで最低賃金の引き上げを作り出していくことが求められています。

(5) 非正規職員に一時金（ボーナス）を支給している自治体は大子町、大洗町、河内町、五霞町の4町でそれ以外は不支給になっています。また、退職金はすべての自治体が不支

給です。

(6) 非正規保育士の時間額は、つくばみらい市の1,250円を最高に1,000円以上の自治体が昨年同様29自治体になっています。つくば市では、一昨年から市内の民間保育士に市独自で月額3万円の補助をしています。

(7) 一昨年から正規職員に占める女性の人数を調査しています。結果は、正規職員20,252人中女性は7,987人で39%を占めています。

年金制度改悪によって支給開始年齢が今年から63歳になりました。今後も2歳刻みで繰り延べられて、2022年からは65歳支給開始になります。今回の調査では、再任用者は1,156人(前年803人)と増加しています。

再任用者1,156人のうち女性の再任用者は230人で、平均は20%ですが、女性の再任用者の数は市町村によって異なり、かすみがうら市、小美玉市、稲敷市、八千代町では50%を超えています。

(7) 今や働くものの4割が非正規労働者で、全国では2,000万人を超えています。もはや非正規職員なくして公務・公共サービスは成り立ちません。昨今の人手不足の中で、必要な仕事に見合った非正規労働者を含め労働者を雇用することが難しくなっています。公務・公共サービスの充実の面からも、非正規職員の賃金、労働条件の改善が求められています。

こうした中で、2017年に地方自治体の一般職の非常勤職員に期末手当(ボーナス)を支給できるようにする「改正地方自治法」などが成立し、2020年4月に施行することになりました。事務補助などにあたる一般職の非常勤職員について「会計年度任用職員」と位置づける規定を新設します。各自治体で「会計年度任用職員」制度が、どのような労働条件の改善につながるかは今後のことになりますが、具体的な労働条件改善を実現していく必要があります。

## 2 進まぬ公契約条例の制定

(1) 公務・公共サービスの民間委託化・アウトソーシングが急速に進んでいます。今回の調査では、8自治体が「外部委託予定」と回答しています。自治体の行財政の厳しさを理由に、公務・公共事業の効率化やコストダウンの高まりと相まって、仕事の確保を最優先した外部委託が増加していると考えられます。しかし、その影響が元請け・下請け企業の経営悪化や、そこで働く労働者の賃金・労働条件の低下、ひいては雇用まで悪影響を及ぼしています。

一方で、全国的には公務・公共サービスの「質」の確保と公契約のもとで働く労働者の賃金・労働条件の改善、地域循環型社会の構築を図る観点から「公契約条例」「要綱」を整備する自治体が増えてきています。

(2) 残念ながら県内自治体では、検討開始の回答が寄せられているものの、条例制定には至っていません。2017年度の県民要求茨城共同運動連絡会の要求に対し、県の担当課からは「労働基準法など関係法令を遵守した労使間の自主的な取り決めに委ねることが適当」「国の立法政策によって対応すべきもの」等の回答が寄せられました。各市町村における公契約条例の制定が進まない背景には、県のこうした消極的な姿勢が反映されています。

## 3 拡充が進まない市町村労働行政

(1) 労働行政の専任の職員がいるのは日立市、常陸大宮市、ひたちなか市、土浦市、龍ヶ崎市の5市だけで、その他は兼務で、兼務もないのが東海村と行方市です。県内44市町村の労働行政の担当職員総数は、昨年の106人から6人増えて112人になっています。

(2) 県内44市町村の「課税額の給与割合(課税総額に対する給与所得者の割合)」は、昨年の平均は84.7%でした。今年84.4%で、昨年比マイナス0.3%でした。

給与所得者 1 人当たりの課税額平均は 106,200 円で、昨年の 106,000 円から 200 円増加しています。最高がつくば市の 151,300 円で、最低は太子町の 79,200 円です。安倍内閣が進めるアベノミクスの効果は、アンケート結果からは見て取ることができません。過疎地域に行けば行くほど実質賃金の減少や高齢化社会の進展によって、今後も課税額の給与割合が年々減っていくことが懸念されます。

(3) 労働費予算がゼロの自治体は、那珂市、東海村、笠間市、城里町、潮来市、行方市、稲敷市、美浦村、河内町、つくばみらい市の 10 市で、守谷市がゼロでなくなり、城里町がゼロになりました。また、県内 44 市町村の労働費予算額の平均は 13,757 円で、昨年の平均よりも 1,754 円増加しています。

約 85 % の人が給与所得者でありながら、そのために使われる労働費予算がゼロであったり、ごくわずかでしかないのは問題です。安定した税収を確保するためにも、労働行政を充実し、若者やすべての労働者の働く場（雇用）の確保や定住の促進を行政が推進していく必要があります。

#### 4 調査結果を運動に生かして

(1) 民間職場に限らず、公務の職場も人手不足が深刻化しています。これまでは、国からの「行革」の押しつけのもとで、正規職員の不補充、非正規職員の配置増が強行されてきました。しかし、人手不足の深刻化のもとで、賃金や労働条件の改善をしなければ、公務・公共サービスを保障する雇用の継続・確保はできません。また、非正規労働者の増加の中で、ワーキングプアが 1,100 万人を超えています。ワーキングプアの増加は地域経済の発展を阻害しています。茨城労連は、非正規労働者の正規化、非正規労働者の賃金、労働条件の向上に取り組んでいきます。

(2) 公契約のもとで働く労働者は 1,000 万人とも言われています。その多くが低賃金のもとで働いています。公契約条例は、条例が規定する賃金水準や社会保障費用をきちんと確保させることによって、ダンピングや低価格入札を防止します。公契約条例は下請け工賃を安定させ、質の高い公共工事（公務・公共サービス）を確保することにつながります。茨城労連は、引き続き茨城県をはじめとした自治体に公契約条例の制定を働きかけていきます。

(3) 茨城県の最低賃金は昨年 10 月から 25 円引き上げられて 796 円になりましたが、1 日 8 時間、月 22 日間働いても月額 140,096 円です。最低賃金は全国平均が 848 円で、最高が東京都の 958 円です。関東では 783 円の群馬県と茨城県だけが 800 円を超えていません。茨城県の県南地区では、高校生や若者が最賃の高い千葉県や東京都に流失しています。私たちは、普通の 8 時間働けば人間らしい生活ができる最低賃金の引き上げと全国一律最低賃金制度の確立を求め、引き続き奮闘していきます。

(4) 安倍内閣は、厚生労働省が作成したデータに改ざんがあったとして、裁量労働制の拡大を取り下げました。しかし、残業代ゼロ法案とも呼ぶべき「高度プロフェッショナル制度」やこれまで過労死ラインとされてきた 80 時間を超える残業時間を法的に認めることになる「残業時間の上限規制の特例」の成立を狙っています。二つの法案とも、経営者の労働者に対する時間管理を曖昧にするもので、過労死の増加につながるものです。

そもそも、労働時間の原則は「週 40 時間、1 日 8 時間」であり、例外としての労働時間の上限は「月 45 時間、年 360 時間」です。仕事の終了から翌日の仕事の開始まで 11 時間以上空けるべきだとする「業務間インターバル規制」も法律で明記すべきです。

(5) 安倍内閣が進める「働き方改革」は、時間管理ではなく成果という言葉を使っの長時間労働の推進であり、いつでも首切りができる、使用者にとって都合のよい「働かせ方改革」に他なりません。私たちは安倍内閣が進める「働き方改革」に反対し、真の働くルールの隔離理に向けて全力を挙げるものです。